

中学校完全給食推進本部 専門部会・平成 28 年度第 3 回会議 会議録

開催日時 平成 29 年（2017 年）3 月 27 日（月）10 時 00 分～11 時 30 分

開催場所 本庁舎 1 号館 3 階 会議室 A

出席者

（部会長）

学校教育部長 伊藤 学

（部会員）

基地対策課長	藤原 仁	財政課長	石渡 修
危機管理課長	小貫 和昭	環境管理課長	大友 佐登志
資源循環総務課長	和田 明	廃棄物対策課長	佐藤 洋二
公共建築課長	小林 光弘	開発指導課長	山岸 哲巳
建築指導課長	桑島 正明	給排水課長	山田 宏幸
予防課長	田中 晃	学校管理課長	菅野 智
学校保健課長	藤井 孝生		

（代理出席者）

資産経営課 課長補佐	長嶋 廣範	保健所生活衛生課 係長	米持 志乃
（事務局）			
学校保健課 係長	田中 慎一	学校保健課 主任	津田 尊夫
学校保健課 主任	中川 雄介	学校管理課 係長	田辺 勇

1 開会

【部会長】

本日はご多用の中お集まりいただいたこと、また、3 月 23 日に開催された市議会の中学校完全給食実施等検討特別委員会に公共建築課長、開発指導課長、建築指導課長にもご出席いただいたこと、並びに、委託事業者による調査に関して、都市部をはじめ、専門部会に参画いただいている部課の皆様にも多大なるご協力をいただいたこと、諸々厚く感謝申し上げます。

今回は、業務委託により実施した調査業務の結果を中心に、議論を進めたいと考えている。各課所管業務の専門的な観点からも様々なご意見があるかと思う。課題等を含めて議論し、情報を整理したいと考えているので、ご協力のほどよろしくお願いしたい。

2 案件

「(1) 中学校完全給食実施に向けた検討状況について」

【事務局】

◇資料1「中学校完全給食実施に向けた検討状況について」

「1 検討組織等」については、前回の専門部会以降の検討組織等の開催状況と質問・意見等について記載しているので、後ほどご確認いただきたい。

6ページ「2 請願」について、「横須賀でも中学校給食を実現する会」から教育委員長、議長あてにそれぞれ請願が提出された。請願項目は、中学校給食について、自校方式での実施、調理業務を直営で実施、栄養士を各校に配置の3点を希望するものである。教育委員会では2月定例会で審議し、請願者に所見を伝えた。また、市議会では3月1日の中学校完全給食実施等検討特別委員会で審議され、不採択となった。3ページの(2)に教育委員会の所見を記載しているので、後程ご覧いただきたい。

「3 今後のスケジュール」について、3月23日開催の市議会特別委員会での報告とともに、3月中に各検討組織に調査結果を報告し、ご意見をいただく。現時点では、4月中を目途に各検討組織の意見を集約し、5月には事務局で実施方式の素案を作成し、その素案について専門部会でもご意見をいただき、実施方式(案)を決定していきたいと考えている。平成29年6月の市議会定例会の特別委員会で、実施方式(案)を報告し、教育委員会で正式に実施方式を決定したいと考えている。

「(2) 中学校完全給食実施方式検討に係る調査報告について」

【事務局】

◇資料2「中学校完全給食実施方式検討に係る調査報告について」

1ページ「1 調査方法等」の「(2) 現地調査等」に記載した、「ア 中学校現地調査」および「ウ 小学校調査」の結果については報告書の別冊に整理をした。

「2 実施方式の概要」について、2ページ「(3) 留意事項」をご覧いただきたい。今回の検討にあたっての留意事項について、「ア 用地確保の必要性」にあるように、自校方式・親子方式は、それぞれ中学校・小学校の敷地内に整備するため、用地を新たに確保する必要はないが、センター方式は、給食センターを建設するための用地を確保する必要があり、手続き等の時間が必要となる。また、「イ 学校給食衛生管理基準に基づく施設整備」にあるように、自校方式・センター方式は、学校給食衛生管理基準に基づく新たな施設を整備することになる一方で、親子方式は古い既存の小学校給食室を改修・増築するだけなので、整備される施設は根本的に異なるものになる。

「3 市立小・中学校の食数」について、①に記載したように、全体の児童生徒数は毎年減少していくと推計されている。一方で、個別の学校では児童生徒数が急増する学校もあると推計されている。

「4 自校方式」については、3ページ下段から4ページに記載の「(2) 判定基準等」に記載したが、現地調査で各中学校の給食室建設候補場所を想定し、既存の教育活動への影響の度合いにより、整備のしやすさをa～cの3段階で評価した。その上で、4ページのイに記載のとおり、各学校や候補場所における、法令上の課題を整理した。各学校における法令上の課題の確認にあたっては、事業者の調査だけでは判断が難しい部分も多く、都市部にご協力をいただいた。それらを踏まえて、「ウ 自校方式に関する判定」に基づき、A～Dの判定をした。判定結果については、5ページに記載のとおりで、B判定（整備できる可能性が高い）が12校、C判定（整備が困難）が10校、D判定（整備が極めて困難）が1校という判定となった。

「(3) 他の中学校からの提供可否」については、提供できる食数だけで考えた場合には、「イ 他校への提供可否」に記載のとおり、池上から鷹取へとといった4つの組み合わせで提供可能という判定となった。ただし、「ウ 他校への提供に関する法令上の課題」に記載のとおり、他校の給食を調理し配送する場合、給食室は建築基準法上、工場用途となり、同法第48条ただし書の許可を得なくてはならなくなること、また、中学校の給食室は既存校舎とは別棟で建設するため、学校用途と工場用途を敷地分割し、それぞれの敷地で接道要件を満たす必要があるなど、実際の整備に当たっては課題がある。

6ページ「(4) スケジュール」について、自校方式で設計、建設を仮に毎年5校ずつ行うと仮定した場合のスケジュール案を記載した。1年あたりに何校整備できるかにより、全校での給食開始時期が変わってくることになる。

「5 センター方式」の「(2) 1カ所設定」について、旧平作小学校でシミュレーションを行った。旧平作小学校については、敷地の広さや形状、周辺道路の状況、市全域に配送可能な場所にあるという点は良いと考えているが、原則として給食センターを建設できる用途地域ではないため、センター方式で実施することが決定した場合でも、建設可能な用途地域の用地の購入を含め、候補場所については改めて検討が必要であると考えている。

7ページの「(3) 2カ所設定」について、今回の調査では、仮に市域を南北2つのエリアに区分した上で、北エリア4,000食、南エリア7,500食の2カ所で給食センターを整備する想定とした。なお、市の未利用地である旧上の台中学校についても現地調査を行い検討したが、建設可能な用途地域ではないことに加え、周辺道路の状況などに課題があり、給食センターの整備は難しいと判断された。なお、仮に2カ所で実施する場合は、市全域の給食センター建設可能な用途地域で、購入可能な用地を探し、候補場所を検討するなどの必要がある。

8ページの「(4) 事業手法」について、給食センターの整備にあたっては、民間事業者のノウハウを効率的に活用可能な6つの事業手法の内容を整理した。事業手法の説明については省略するが、資金調達、建設、所有、維持管理運営の役割を市と民間のどちらで担う

のか、また、設計・施工・運営を分離発注するか一括発注するかなどによって分かれている。なお、「イ 費用比率」に記載したが、今回の調査では、他自治体の事例などを参考に、公設民営を100%とした場合の各事業手法の比率を想定し、それに基づき費用を算出した。

「(5) スケジュール」について、事業手法別のスケジュール案を作成したが、現時点では建設用地を確保できていない状況のため、土地取得に要する期間を別途検討する必要があるが、各事業手法の中では、リースと民設民営が一番早く給食開始が可能と想定されている。なお、自校方式と親子方式の場合は、学校によって給食開始時期がずれることを想定しているが、センター方式は全校同時に開始できるものと想定している。

9 ページ「6 親子方式」について、現在の給食室の設置機器、それから増築をせずに機器の増設等を行った場合、さらには、増築をして機器の増設等を行った場合、それぞれで提供可能な食数と学級数を試算し、小学校の食数等も考慮して、親子の組み合わせを設定した。ただし、親子方式については、「イ 法令上の課題」に記載のように、他校の給食を調理し配送する場合、給食室は建築基準法上、工場用途となり、同法第48条ただし書の許可を得なくてはならない。なお、増築をする場合には、既存校舎への影響等を含めて課題が出てくるため、その対応も必要となる。10 ページで、それらを踏まえて判定した結果、増築なしで提供可能となる学校が13校、増築をして提供可能となる学校が10校という判定になった。

「(5) スケジュール」について、親子方式については自校方式と同様、設計、建設を仮に毎年5校ずつ行くと仮定した場合のスケジュール案を記載した。こちらも1年あたりに何校整備するかにより、全校で給食が開始できる時期が変わってくることになる。なお、改修か増築かで工事期間の長さが変わるが、どちらの場合でも工事期間中、小学校の給食室が使えなくなるため、何らかの対応が必要となる。

11 ページ「7 荷受室」について、センター方式または親子方式で給食を実施する場合、センターまたは小学校から配送されるコンテナ等の一時的な保管や別に配送されてくるパンや牛乳の保管等のスペースとして荷受室を設けることが一般的である。この荷受室については、全校に整備可能という判定になった。

「8 昇降機」について、給食室または配膳室からコンテナ等を各教室に運搬するため、昇降機の設置について検討した結果、昇降機については全校に設置可能という判定になった。基本的には全校でエレベーターの整備が可能だが、1カ所だけエレベーターの設置が難しく、小荷物専用昇降機専用昇降機を設置する想定となっている。

「9 施設に附加できる取り組み事例等」について、他都市の事例などを参考に災害時の給食施設の活用や食育に関する施設の活用、維持管理しやすい施設の設計などについて調査した。

「10 各実施方式の比較」の「(2) 実施方式別費用比較」について、自校方式については、C（整備が困難）、D（整備が極めて困難）と判定された中学校についても仮に整備した場合の金額として費用を算出している。13 ページ「エ 総費用（30年間）」について、欄外の注にあるように、自校方式は鉄骨造、センター方式は鉄骨造/1カ所/公設民営の場合を例

に挙げた比較表である。初期整備費は、自校方式が約 83 億円、センター方式が約 64 億 6 千万円、親子方式が約 51 億 7 千万円との試算結果となった。維持管理運営費は、自校方式が約 253 億 8 千万円、センター方式が約 188 億 4 千万円、親子方式が約 206 億 4 千万円という試算結果となった。また、センター方式については、それ以外に事業手法の比較の際に使用した、資金調達関連費について約 33 億 6 千万円、センター 1 カ所の場合の旧平作小学校でのシミュレーションのため、建物解体に係る費用が約 1 億 2 千万円との試算結果になった。なお、12 ページの「イ 維持管理運営費」の表の 1 番下に 1 年あたりの費用を記載している。自校方式が約 8 億 5 千万円、センター方式が約 6 億 3 千万円、親子方式が約 6 億 9 千万円という試算結果になった。

14 ページ「キ センター方式事業手法別費用比較 (30 年間)」について、今回は、DBO が一番安く、PFI、民設民営がそれに次いで安いという試算結果になった。

「(3) 給食調理業務の運営方法について (直営・委託)」

【事務局】

◇資料 3 「給食調理業務の運営方法について (直営・委託)」

全国で見た場合、平成 26 年 5 月 1 現在で、学校給食の調理業務の外部委託比率は 41.3% となっている。直営のメリット、デメリットについては 1 ページに記載のとおりである。2 ページに記載の委託のメリットについては、民間事業者による効率的な運営で、費用削減や効果的な運用を期待できることが挙げられる。一方で、デメリットとしては、教育委員会や校長等が、調理員に指示をする場合、委託会社を通さなければならず、直営と比較して連携がしにくくなる恐れがあることなどが挙げられる。また、委託会社によって調理員の資質、能力が左右される恐れもある。

なお、3 ページに、今回の調査結果などを参考に費用比較した結果を記載した。今回の試算では、調理員の人件費だけで見ると委託費用の方が大幅に安くなったが、委託の場合は、営業経費や企業の利益なども含まれて、合計としては資料に記載の金額となる。一方で、直営の場合の労務管理等の費用は算出が難しいことなどから、正確な比較は難しいと思われる。

「(4) 栄養教諭・学校栄養職員の配置について」

【事務局】

◇資料 4 「栄養教諭・学校栄養職員の配置について」

中学校完全給食の検討の中ではすでに、栄養教諭・学校栄養職員の配置についての多数の質問や意見が出ているので、資料として整理した。配置基準については、「1 栄養教諭・

学校栄養職員の配置基準」に記載のとおり、実施方式によって異なる。次に、「2 現在の小学校の栄養教諭・学校栄養職員の配置」について、現在自校方式で実施している小学校においては、上記配置基準により 18 人の栄養教諭・学校栄養職員が県費職員として配置され、加えて、市費職員として 5 人配置し、46 校に対し計 23 人の栄養教諭・学校栄養職員で 1 人が 2 校を兼務する体制としている。裏面に記載の「3 栄養教諭・学校栄養職員配置の想定について」の「(1) 配置条件の設定」では、中学校完全給食を実施した場合の栄養教諭等の配置について、表中 1～4 に記載した体制の場合、県費として何人配置されるか、また、不足する分を市費で何人、任用する必要があるかについて算出した。なお、親子方式については明確な基準がないため、今回の試算では、対象となる小学校・中学校の児童生徒数を自校方式の基準にあてはめて試算した。また、(2) では、(1) の表の不足人数に基づき、市費の非常勤職員の想定単価から各配置体制に要する費用を試算した。

◆質疑

【財政課長】

自校方式で C、D 判定の中学校については、給食室の整備は不可能という理解でよいか。

【事務局】

調査報告書の 18～21 ページに記載のとおり、中学校の教育活動にどれくらいの影響があるかによって判定をしている。何も無い空き地に建てられれば「a」、候補場所に教育活動に直接影響が少ないと思われる倉庫などがあり、それを撤去すれば給食室を建てられる場合は「b」、運動場や別棟の技術室など教育活動に影響がある施設を移設・撤去する必要がある場合は教育委員会として実現は困難であると考えており「c」とした。見方によっては運動場に建てようと思えば建てられるわけで、給食室の整備が物理的に不可能というものではないが、教育活動に影響がある場所については「c」としている。給食室の整備が極めて厳しいと思われるのは、D 判定の北下浦中学校 1 校であると考えている。北下浦中学校は敷地自体が狭く、基本的に建設可能な場所があまりなく、あえて言うならばグラウンドだが、グラウンドも他校と比べて狭い学校である。他の中学校については、教育活動に影響が出るとして「c」としている中学校をどう判断するかだが、現時点では教育委員会として難しいと考えている。

【財政課長】

昇降機の整備について、設置可能な昇降機としてエレベーターと小荷物専用昇降機の 2 種類があるが、中学校完全給食の実現にあたって最低限必要なラインとしては、小荷物専用昇降機があれば事足りるという理解でよいか。

【事務局】

給食の提供だけで言えば、現在、小学校も小荷物専用昇降機を使用しているので、小荷物

専用昇降機で十分という考え方もあると思うが、バリアフリーの観点もある。また、センター・親子方式の場合はコンテナに入った状態で給食が運ばれてくるが、エレベーターだとコンテナのまま上に運べるので、中学校の配膳員の人員が減らせるということもあると思う。トータルでどちらが良いかということはあると思うが、小荷物専用昇降機だけでも提供可能ではあると考えている。

【財政課長】

これは意見だが、昇降機を整備すると、全校で約14億円という試算が出ている。本体の単価で見るとエレベーターと小荷物専用昇降機では7倍ぐらい差がある。(※改修費を含むと8億5千万円くらいの整備費用となる)給食のための特別な財源があるわけではなく、優先順位が高い中学校完全給食を実施するためには、これから他の事業にメスが入っていかないと、財源が捻出できない。「この機会に」あるいは「プラスアルファで」と考えれば、エレベーターの方が良いのかもしれないが、是非、中学校完全給食を実施するための最短の距離が何かということを考えていただければと思う。

【財政課長】

栄養教諭・学校栄養職員の配置については、かなりの金額が必要となるが、報告書に記載のランニングコストとは別枠で必要となる経費という理解でよいか。

【事務局】

経費としては別枠である。

【財政課長】

考え方としても別枠ということによいか。

【事務局】

考え方まで別枠とはできないと思う。教職員や保護者が参加している連絡協議会では、エレベーターの話もそうだが、特に栄養教諭・学校栄養職員の配置について、学校側から強い要望がある。実施方式を決める時でなくてもよいと思うが、中学校完全給食実施に併せて検討しなければならないものと考えている。

【財政課長】

繰り返しになるが、中学校完全給食を実施するために絶対に必要な議論と、この機会に「あった方がよい」、「できるならここまでやった方がよい」というオプションとも言える部分とがあると思う。必要なことは、どの方式になってもきっちりとやらなければならないが、オプションの部分については別の議論もあると思うので、整理して検討していただければと思う。

【危機管理課長】

今後、中学校にも統廃合の可能性があるのではないかと思うが、教育委員会としては、なくそうと思っている中学校でもとりあえず給食を実施するつもりなのか。

【事務局】

今後、小中学校の適正配置について考えていくことになると思うが、現時点で具体的な統廃合の話は出ていないので、その可能性を含めた検討は行えなかったことはご理解いただきたい。ただし、給食室を整備した中学校や親子方式の親校となる小学校が統廃合の対象となる可能性は、方式ごとのリスクとして検討に含まれてくるものと考えている。

【危機管理課長】

親子方式において、例えば、常葉中学校の生徒が諏訪小学校に給食を食べに行った場合でも、諏訪小学校の給食室は、建築基準法上の用途が工場になるのか。

【建築指導課長】

給食室で作った給食を学校外に提供する場合は工場用途となるが、レアケースだとは思いますが、隣接した中学校の生徒が小学校に給食を食べに行った場合は、工場用途にはならないかもしれない。一般的な話としては、その学校のための給食を作る場合は学校用途、他所に持っていくための給食を作る場合は工場用途となる。

【危機管理課長】

直営と委託の比較について、委託にした場合、契約は例えば5年ごとの長期継続契約か、それとも単年ごとの契約なのか、その辺の条件設定はどうなっているか。

長期間同じ事業者へ委託するのか、一定期間ごとに見直しをするのか、不手際のあった事業者は替えるようにするのか。委託先の選定にも時間やコストがかかるので、そのことも考えなければならないのではないか。

【事務局】

委託の契約期間などについて細かい条件設定はできていない。また、委託先の選定について、市職員の管理業務が発生することはご指摘の通りと思うので、今後は、その部分も含めた比較・検討が必要であると思う。

【危機管理課長】

実際に中学校完全給食の恩恵を受ける市民は、単年度で見たら人口の何パーセントかであり、30年間で見たとしても限定的である。そのことに多額の経費をかけるのかという思いを持つ市民の方もいるのではないかと思うので、他の事業費を削減しても中学校完全給食が実現できて良かったと思っていただくことも重要である。事業費を抑えることもそう

だが、調査報告書に記載されているように、災害時に活用できる給食室として、LPガスの使用、バルクシステムやコージェネ発電の導入など、地域の災害時対応に役立つ施設を整備する側面を持たせることにより、給食の恩恵を直接受けることができない市民の方からの賛同が増えるのではないかと。

一方で、給食センターを災害時に活用できるように整備し、防衛8条の補助金を受けた他都市の例があるが、災害時に施設が健在だったとしても、その施設がどのくらいの人数の食事を提供できるのか、食材を確保できるのか、どのように配送するのかなどについては課題があると思われ、どこまで機能するかには疑問がある。

【給排水課長】

今回の報告では、費用の積算が非常に重要な部分だと思うが、委託事業者が試算した費用について、事務局はどれくらい精査したのか。委託事業者にどれくらい確認したのか。

【事務局】

基本的な考え方等については確認している。また、専門的な建設の部分については建設系コンサルである委託事業者が、給食調理の部分については、委託事業者が協力企業である厨房機器メーカーに確認して試算しているという確認はしている。今後、数値や積算の考え方について疑義等の指摘があった場合は、必要に応じて見直しを行い、情報共有する。

【給排水課長】

実際に工事を行おうとしたときに、コンサルタントが試算した額より費用がかなり膨らんでしまうことがある。例えば、給排水管工事を見ても、感覚的には報告書に記載の費用よりも多くかかるように感じる。

工事については、見積もりの際は一式で出され、内訳がよく分からず、結果的に費用が膨らんでしまうことがよくあるので、実際はもっと経費がかかるのではないかと心配している。他都市の実績との比較等は行っているのか。

【事務局】

他都市の例では、総額の所要経費として公表されているものが多く、個別の内訳までは詳細には確認できていない。

【給排水課長】

大枠の数字でも良いと思う。これくらいの施設を整備すると建設費がいくらで、維持管理費がいくらかかるということは、どこの自治体でも大きくは変わらないと思う。今回の調査結果と他都市の費用実績がかい離していなければよいのだが、かい離した数字が独り歩きして、今後の検討で足かせとなる恐れもあるため、そういう視点での評価も行った方が良いと思う。

【学校教育部長】

現時点で計り得る最善の数字をあげてきていると思うが、給排水課長の指摘した観点での確認も必要だと思われる。

【学校保健課長】

今回の委託事業者である(株)長大は、PFI中心であるが、他都市で実際に給食センター事業に関わった実績があり、今回の調査においても、そういった部分は反映されていると考えている。

【公共建築課長】

法令上の問題について、(株)長大ができる範囲で調査を行い、都市部もそれを精査した結果、高さ制限に関する手続きは適法にできていることが確認できた。日影規制については、学校を建設した当時は現在のようなコンピューターがなかったため、現在の方法で詳細に調査を行うと、一部課題が出てくる可能性がある。なお、中学校に続き、小学校についても調査を終えているため、今後、教育委員会と調整を図りたい。

【開発指導課長】

センター方式について、空いている新たな土地を見つけて買うということを横須賀市の工業専用地域、工業地域、準工業地域に当てはめて考えた場合、場所の選定、用地交渉などの手順を踏むのに要する期間が、中学校完全給食の実現を要望している方々が待てる期間にはならないのではないかと思う。期間という面で考えると、旧平作小学校は市有地であり、用地取得費がかからないこと、建築基準法第48条ただし書きの手続きは、適切な理由を示すことができれば、可能性はあるという見解も都市部では持っている。センター方式であれば旧平作小学校でないと時間的に難しいのではないか。

また、中学校全校に給食室を整備することは、都市部の立場から見ても難しいと思う。報告書の「c」判定の中には、整備可能となりそうなものもあるが、財政面も含め対応が難しい課題もあるかと思う。中学校全校に給食室を整備することは事実上困難ではないかと思われるので、教育委員会は今後検討組織等で話をする際には、そのことを前提として伝えていただきたい。

仮に中学校に給食室を整備する場合でも親子方式との併用でないと、都市部としても対応が困難であると考えているので 実際にはできる方法で検討をしてほしい。

実現できる時期が大事なのか、食育が大事なのか、様々な観点があると思うが、実現性が高い方法としては、そういった方法ではないかと考えている。

【学校保健課長】

旧平作小学校の土地を使用すれば用地取得費がかからないという考え方についてだが、その土地をセンター用地として使用することにより、売却収入が得られなくなる点につい

ては財政面ではどう考えるか。

【財政課長】

新たに土地を探して購入することと、持っている土地を売却せずに使用することは、費用面の考え方でいえば、同じであると考え。ただし、実現にかかる期間という点では違いはある。

【学校教育部長】

新たに用地を取得するのにかかる期間は概ねどれくらいか。

【開発指導課】

具体の候補地が現在ないため、一から考えなければならない。これから探すということであれば、工業専用地域、工業地域、準工業地域で空いている場所はあまりないと思う。知っている範囲では、JR久里浜駅の線路の裏、テクノパークの一部、海辺ニュータウンの一部ぐらいしか思いつかない。あとは、新たに開発許可を取っている Y-Heart、流通業務拠点、YRPの一部は準工業地域だが、別の施策で使用する予定のため、開発も行っていない。具体的に話しが進んでいったときに、時間軸を含め、本当にその場所で整備できるのかという懸念は大いにある。

【公共建築課長】

親子方式について、小学校の給食室を増築するとなった場合、給食室がある校舎はかなり古いため、既存校舎の構造に対してかなりの制限がかかる。また、既存校舎の構造を現行基準に合わせなければならなくなる場合もあり、それが構造的な面からできない可能性もある。小学校の増築は難しい点が多くある。また、増築なしの場合でも、校舎内の耐震壁を抜いて空き教室とつなげるような工事があれば、既存校舎の構造に問題がないか精査する必要がある。このように、どのような方法をでも様々な問題があることを承知してほしい。

【開発指導課】

小学校の給食室を整備するのであれば、増築ではなく、校舎内に広げる方法が現実的であるというのが都市部の見解である。増築を行うと色々な課題が出てくる。

【公共建築課】

校舎内に広げることは良いと思うが、プランを作るときには耐震壁に手を加えずに整備する計画ができるのかということ視野に置くということをお願いしたい。

【学校教育部長】

具体的な話となってきた段階で、詳細な打ち合わせをしていくことになると思う。

【基地対策課長】

情報提供だが、国有地の大矢部弾薬庫は平地部分が4.5ヘクタールほどで、準工業地域である。

財源について、防衛補助は給食センターそのもので採択されることはない。防災施設の位置付けが必要となる。また、時間軸について、センター方式の場合に、調査報告書のとおり平成30年度に基本設計、実施設計となると、この5月に概算要望しなければならなくなる。

「(5) その他」

【事務局】

明日3月28日に開催する中学校完全給食推進連絡協議会においても、調査結果等、本日説明した内容と同様の報告をする予定である。連絡協議会のそれぞれの構成団体に持ち帰っていただき、現時点では、4月中を目途に意見集約をお願いしたいと考えている。さらに、本日の会議でいただいたご意見のほか、市議会特別委員会、推進本部等でいただいたご意見を踏まえ、事務局で実施方式案を作成したいと考えている。専門部会の皆さまには、実施方式案に対し、ご意見をいただくようお願いする場合も考えられるので、その際はご協力をお願いしたい。また、実施方式案決定前に、課としてのご意見等あれば、事務局までご連絡をお願いしたい。

3 閉会